

## 茨城県図書館協議会条例

茨城県図書館協議会条例(昭和31年茨城県条例第45号)の全部を改正する。

### (協議会の設置)

第1条 図書館法(昭和25年法律第118号)第14条第1項の規定により茨城県立図書館に図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の委員(以下「委員」という。)は非常勤とする。

(平11条例76・一部改正)

### (委員の定数)

第2条 委員の定数は、10人とする。

(平21条例22・一部改正)

### (委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平11条例76・一部改正)

### (委員長及び副委員長)

第4条 協議会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

3 委員長は、会務を統理し、協議会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(平11条例76・一部改正)

### (会議)

第5条 会議は、委員長が招集する。

2 会議は、定数の半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

### (報酬及び費用弁償)

第6条 委員の報酬及び費用弁償については、別に定めるところによる。

### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成 11 年条例第 76 号)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の日前に特定の地位又は職により任命された茨城県図書館協議会の委員(以下「委員」という。)で、この条例の施行の際現に委員であるものの任期は、当該委員が委員に任命された日から起算して 2 年とする。

付 則(平成 21 年条例第 22 号)

この条例は、平成 21 年 7 月 28 日から施行する。